

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 6 年 8 月 6 日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 泰輔

1 契約の概要

(1) 件名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和 6 年度）及び定額減税補足給付金給付事業に係る住民基本台帳データ抽出等業務委託

(2) 委託業務の内容

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和 6 年度）及び定額減税補足給付金給付事業に係る住民基本台帳データの抽出及び提供、税台帳データ判定等

2 履行（納品）場所

横浜市健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所、受託者の負担により国内に用意する場所

3 契約日

令和 6 年 5 月 28 日

4 履行期間

契約締結した日から令和 6 年 7 月 31 日まで

5 契約金額

24,158,200 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部（横浜市西区高島 1-1-2）

部長 佐藤 拓

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

低所得者支援及び定額減税を補足する給付については定額減税の実施と併せて「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」、「調整給付」等の一連の給付を実施する旨、国が令和 5 年 12 月 22 日に成案を得たところです。

これらの給付に対応するため、令和 5 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨

時交付金に増額が措置されました。上記について、可能な限り早期に支給できる体制を構築する必要があったため、随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 短期間でのデータプログラムの作成及び判定対応が可能であること
- (2) ホストコンピュータの機能や運用方法について熟知していること
- (3) 住民記録システムの仕様について熟知していること

以上の点から、ハードウェア及びソフトウェアの製造業者であり、基幹システムの各業務システムの開発業者である当該業者のみが、本業務を履行できるため。

9 所管課

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当